

貧困と格差の解消へ向け、効果的施策の実施を求める意見書

OECD(経済協力開発機構)は、昨年7月、日本の経済政策に対する提言をまとめた対日経済審査報告書を発表した。それによるとOECD加盟国のうち調査した17カ国の比較で、日本の貧困化率はアメリカに次いで2位。税と社会保障による所得の再配分機能は最低の国となっている。さらに、最低賃金が最も低いことなど、人間らしい労働のルールがないことも問題として指摘されている。厚生労働省の調査でも、2004年の世帯ごとの所得格差が過去最大を更新していることが明らかになった。「ジニ係数」も04年は0.5268で0.5を超えたのは初めてである。

今、この貧困と格差という日本社会の一大問題を打開するためには、税制、社会保障、雇用政策の「三つの転換」が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、政府が貧困と格差の打開に向け、下記の施策を実施することを求めるものである。

記

- 1 庶民には増税、大企業・大資産家には減税という、いわば「逆立ち」した税制を正すこと。消費税の増税を行わないこと。
- 2 社会保障関係施策のこれ以上の削減を中止し、拡充を図ること。国民健康保険税、介護保険料・利用料の引き下げを国の責任で行うこと。国民健康保険証の取り上げを中止すること。子ども医療費を、国の制度としてまず就学前まで無料にすること。障害者自立支援法の応益負担を撤回すること。生活保護の老齢加算、母子加算を復活し、母子家庭への児童扶養手当削減を中止すること。
- 3 「サービス残業」と「偽装請負」という職場の2つの無法を根絶するため法的措置をとること。残業代を取り上げる「ホワイトカラーエグゼンプション」は導入しないこと。パート派遣労働者などへの不当な差別、格差をなくし、最低賃金を時給1,000円に引き上げ、全国一律の制度として確立すること。「ネットカフェ難民」から脱出するための家賃補助制度などの緊急の手だても含め、若者の雇用問題に本腰を入れて取り組むこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月1日

三鷹市議会議長 石井良司